

自動継続自由金利型定期預金（大口定期）規定

1.（自動継続）

（1）この預金は、証書記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。

継続された預金についても同様とします。

（2）この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

（3）継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。

この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2.（利息）

（1）この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、本項および次項において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書記載の利率（継続後の預金については第1条第2項の利率。以下これを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。

①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。

②中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日に支払います。

（2）この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

①預入日1ヵ月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

②預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

③利息を指定口座へ入金できずに現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに提出してください。

（3）継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

（4）この預金を共通規定第4条第1項の規定により満期日前に解約する場合および共通規定第4条第3項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

①預入日から1ヵ月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、最も低い利率。

- A 解約日における普通預金の利率
- B 約定利率－約定利率×30%
- C 約定利率－ $\frac{\text{基準利率－約定利率}}{\text{預入日数}} \times (\text{約定日数－預入日数})$

預入日数

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書記載の満期日（継続したときはその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当組合所定の利率をいいます。

②預入日の1ヵ月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。

- A 約定利率－約定利率×30%
- B 約定利率－ $\frac{\text{基準利率－約定利率}}{\text{預入日数}} \times (\text{約定日数－預入日数})$

預入日数

（5） この預金の付利単位は100円とし、1年を365日として日割で計算します。

※ご預金が通帳式の場合には、上記規定の「証書」と記載された部分を「通帳」とお読み替えてください。

以 上